

# 環境関連法規制等の動き 2014年5月(2014.3.25～2014.4.14)

## 1. 法令情報

### 1-1. 水循環基本法 <法律第16号>(2014.4.2公布、公布後3月以内に施行)

健全な水循環の維持・回復のための政策を、包括的に推進すること等を目的とする、新法が公布されました。本法の主な特徴を以下に記します。

- ①地下水を含む水が、国民共有の財産で公共性の高いものとして、初めて法的に位置付けられました。
- ②内閣の水循環政策本部(本部長=首相)で、一元的に管理する体制になりました。(従来は7省管理)
- ③政府による5年ごとの「水循環基本計画」策定等が義務付けられました。
- ④毎年8月1日が新たに「水の日」と制定されました。

基本法であり、具体的内容は施行法等により定められます。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140402/20140402h06261/20140402h062610000f.html>

### 1-2. 雨水の利用の推進に関する法律 <法律第17号>(2014.4.2公布、公布後1月以内に施行)

雨水の利用を推進し、水資源の有効な利用と河川や下水道への雨水の集中抑制を目的とする、新法が公布されました。本法の「雨水の利用」とは雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用することと定義されており、水道・農業用用水路・工業用水道の原水としての使用は除かれています。

具体的内容は施行法等により定められます。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140402/20140402h06261/20140402h062610000f.html>

### 1-3-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<経済産業省令第17号>(6件共2014.3.31公布、2015.4.1施行)

### 1-3-2. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令 <内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号>

### 1-3-3. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第5号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第2号>

### 1-3-4. 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件

<経済産業・環境省告示第3号>

### 1-3-5. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第6号に規定する環境大臣及び

経済産業大臣が定める海外認証排出削減量を定める件 <経済産業・環境省告示第4号>

### 1-3-6. 事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者の

エネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を

定めた件の一部を改正する件 <経済産業省告示第62号>

温室効果ガス算定排出量等の報告等に海外認証排出削減量やJ-クレジット制度(国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度)が追加されました。

上記対象を含む温室効果ガス算定排出量等を算定する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17975>

### 1-4-1. 南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件 <内閣府告示第21号>(3件共2014.3.31公示)

### 1-4-2. 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を指定した件 <内閣府告示第22号>

### 1-4-3. 首都直下地震緊急対策区域を指定した件 <内閣府告示第23号>

1-4-1 は 29 都府県、1-4-2 は 14 都県、1-4-3 は 10 都県が指定されました。今回新しく指定された南海トラフに関連する地域は、2014 年 2 月の法令情報 1-3 の内容が関連しますので、不明な点は行政にご確認ください。以下に引用します。

**1-3-1. 火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令**

＜経済産業省令第65号＞(2013. 12. 26公布、2件共2013. 12. 27施行)

**1-3-2. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令** ＜総務省令第126号＞(2013. 12. 27公布)

1-3-1では、①火薬類取締法施行規則、②冷凍保安規則、③液化石油ガス保安規則、④一般高圧ガス保安規則、⑤ガス事業法施行規則、⑥コンビナート等保安規則、⑦電気事業法施行規則、1-3-2では⑧危険物の規制に関する規則、⑨消防法施行規則、⑩石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令、の合わせて10法令が改正されました。

改正内容は、引用法令が「東南海・南海地震」から「南海トラフ地震」に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に変更になったものです。改正法は、前述の地震名称の変更と、内閣総理大臣による地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域等の指定と、それに伴う対応等が定められています。

今回新たに上記の地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域に指定された場合には、6ヶ月以内に危害予防規程（⑤⑦は保安規定、⑧は予防規程、⑨は防火管理、⑩は防災規程）の制定（①は認可、⑤⑥⑦は届出、②③④⑥は提出）が必要になります。また、指定地域内の新設・変更時には法改正前同様に、通常の届出内容に加え、南海トラフ地震の津波からの避難の確保、防災訓練・教育・広報の記載が必要になります。

上記対象地域の該当設備に適用されます。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140331/20140331g00069/20140331g000690000f.html>

**1-5. 石綿障害予防規則の一部を改正する省令＜厚生労働省令第 50 号＞(2014. 3. 31 告示、2014. 6. 1 施行)**

吹き付けられた石綿等の除去作業の飛散防止強化として、従来の作業場所前室に加え洗身室、更衣室の設置や、前記各室の負圧化等が追加されました。

石綿等の除去作業を行う事業者に適用されます。

＜参考＞官報 [http://kanpou.npb.go.jp/20140331\\_old/20140331g00070/20140331g000700054f.html](http://kanpou.npb.go.jp/20140331_old/20140331g00070/20140331g000700054f.html)

**1-6. 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件**

＜消防庁告示第 8 号＞(2014. 3. 31 告示、2014. 4. 1 施行)

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者は特定防災施設等の定期点検が義務付けられています。東日本大震災等の教訓を受け、設置から40年が経過した消火用屋外給水施設について、実際の放水を想定した新たな点検方法が規定されました。

石油コンビナート等を所有する事業者に適用されます。

＜参考＞消防庁ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou\\_01/houdou26nen.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou26nen.html)

**1-7-1. 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令**

＜総務省令第 23 号＞(2014. 3. 27 公布、同日施行)

**1-7-2. 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準**

＜消防庁告示第 5 号＞(2014. 3. 28 公布、同日施行)

消防法施行令第29条4では、通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する施設等を用いることができる、と規程されています。今回、本規定に特定駐車場（駐車に用いられる床面積が1階では500m<sup>2</sup>以上、2階以上では200m<sup>2</sup>以上等）を定義し、その消防設備（閉鎖型泡水溶液ヘッド泡消火器設備等）に必要な、技術基準が新規に制定されました。

該当設備を保有する事業者に適用されます。

〈参考〉総務省ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327\\_1houdou/03\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327_1houdou/03_houdoushiryou.pdf)

1-8-1. 蓄電池設備の基準の一部を改正する件〈消防庁告示第10号〉(2014.4.14公布、2014.7.1施行)

1-8-2. 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件

〈消防庁告示第13号〉(-2~-4共：2014.4.14公布、同日施行)

1-8-3. 消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は

特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに

点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件 〈消防庁告示第14号〉

1-8-4. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の

様式の一部を改正する件 〈消防庁告示第15号〉

1-8-1は、消防用設備等の非常電源として規定されている、リチウムイオン蓄電池設備の最低許容電圧が80%の電圧にならない場合もあることから、最低許容電圧の定義を明確にすると共に、JIS規格に適合する蓄電池が追記されました。1-8-2~4は、前7項特定駐車場等の消防設備の点検基準や点検票の様式等が定められました。

該当設備を保有・点検する事業者に適用されます。

〈参考〉電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860201402>

1-9. 消防法施行規則の一部を改正する省令 〈総務省令第19号〉(2014.3.26告示、2015.4.1施行)

1月度(第160回)法令情報5の「消防法施行令の一部を改正する政令」により、従来対象でなかった300㎡以下の小規模なホテル・旅館・宿泊所、病院・診療所についても自動火災報知設備の設置等が2015.4.1から義務付けられました。この関連変更で、延焼を抑制する防火構造や避難が困難な者について定められました。

該当設備を保有する事業者に適用されます。

〈参考〉総務省ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260326\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260326_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)

1-10. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める

省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する件 〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省告示第1号〉(2014.3.31告示、2014.4.1施行)

食品リサイクル法では、食品関連事業者等に食品廃棄物等の発生の抑制を促進する努力義務を課しています。題記法は、2014.4.1~2019.3.31までの、業種別食品廃棄物等の発生原単位の上限を定めたものです。

食品関連事業者に適用されます。業者の社員食堂等、判断に迷う場合は地方農政局等に確認ください。

〈参考〉農林水産庁ホームページ [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s\\_hourei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/index.html)

1-11-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号〉(12件共2014.3.31公布、2014.4.1施行)

1-11-2. 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

〈経済産業・環境省令第1号〉

1-11-3. 特定事業者責任比率の一部を改正する件

〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第1号〉

1-11-4. 再商品化義務総量の一部を改正する件〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号〉

1-11-5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号〉

1-11-6. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号〉

1-11-7. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに規定する主務

大臣が定める率の一部を改正する件 <財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第5号>

1-11-8. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号二に規定する主務

大臣が定める量の一部を改正する件 <財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第6号>

1-11-9. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する

法律第13条第2項第3号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第7号>

1-11-10. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条第1項の規定に基づく

平成26年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第8号>

1-11-11. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条第6項に基づく平成26年度

以降の5年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量 <環境省告示第58号>

1-11-12. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号二に

規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第1号>

特定（容器利用・容器製造等・包装利用）事業者の再商品化義務の比率や量が見直されました。

容器包装リサイクル法の特定事業者に適用されます。

<参考>官報 [http://kanpou.npb.go.jp/20140331\\_old/20140331g00070/20140331g000700026f.html](http://kanpou.npb.go.jp/20140331_old/20140331g00070/20140331g000700026f.html)

1-12-1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

<政令第80号> (3件共 2014. 3. 26 公布、2014. 4. 1 施行)

1-12-2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第7号>

1-12-3. 東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理

及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める

一般廃棄物の例に関する省令の一部を改正する省令 <環境省令第8号>

東日本大震災の災害廃棄物の処理は、改正廃掃法施行令により、特例的な委託基準や安定型最終処分場で埋立処分する場合の事務簡素化等で、円滑かつ迅速な処理が行われています。一部地域で適用期限の2014. 3. 31までの処理完了が困難であることから、適用期限が1年延長されました。

東日本大震災の災害廃棄物の処理を行う事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17940>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17941>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17942>

1-13-1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき化学物質を優先評価

化学物質として指定した件 <厚生労働・経済産業・環境省告示第2号> (2件共 2014. 4. 1 告示)

1-13-2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき化学物質を

優先評価化学物質の指定を取り消した件 <厚生労働・経済産業・環境省告示第3号>

第2種特定化学物質の有害性要件に該当しないことが明らかでなく、リスク評価を優先的に行う必要がある、優先評価化学物質に13物質が追加され、4物質が削減されました。

行政に適用されます。評価後、特定化学物質の指定を受けた場合には該当する事業者には適用されます。

<参考>製品評価技術基盤機構ホームページ [http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn\\_index.html](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn_index.html)

1-14. 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件

<厚生労働省告示第147号> (2014. 3. 31 告示、2014. 4. 1 施行)

亜硝酸窒素が追加され、その他の水質検査方法が改定されました。

水道法に基づく水質測定を行う事業者には適用されます。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140331/20140331g00070/20140331g000700000f.html>

### 1-15. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の

一部を改正する省令 <経済産業省令第19号> (2014.3.31公布、2014.4.1施行)

題記法は、電力会社が通常の売電価格を上回る価格・期間で、再生可能エネルギーで作られた電気を買取り、そのコストを賦課金として一般の電力料金に上乘せする制度です。今回、再生可能エネルギーの区分に洋上風力発電設備と特定水力発電設備が追加され、費用の報告様式が変更になりました。

再生可能エネルギー発電設備で売電を行う事業者に適用されます。

<参考>官報 [http://kanpou.npb.go.jp/20140331\\_old/20140331g00070/20140331g000700068f.html](http://kanpou.npb.go.jp/20140331_old/20140331g00070/20140331g000700068f.html)

### 1-16. 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

<経済産業省告示第63号> (2014.3.31告示、同日施行)

圧縮水素運送自動車燃料装置用容器が圧縮水素自動車燃料装置用容器と同様に定められました。

圧縮水素運送自動車燃料装置用容器を生産・販売する行う事業者に適用されます。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140331/20140331g00070/20140331g000700000f.html>

### 1-17-1. 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示

<経済産業省告示第66号> (2件共2014.3.31告示、2014.4.1施行)

### 1-17-2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の

規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件 <経済産業省告示第67号>

### 1-17-3. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第9条の

規定によりなおその効力を有することとされる同令附則第8条の規定による廃止前の

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第3条第2項の規定に

基づき、平成26年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件 <経済産業省告示第68号>

### 1-17-4. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項及び

同法附則第6条で読み替えて適用される同法第4条第1項の規定に基づき、同法第3条

第1項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める

価格及び期間を定める件の一部を改正する件 <経済産業省告示第69号>

再生可能エネルギーの費用を計算するための、2014年度の発電設備ごとの単価・期間、回避費用、納付金等が定められました。

再生可能エネルギー発電者や電気事業者等に適用されます。最終的には、再生可能エネルギー発電促進賦課金として、電気使用者が負担します。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140331/20140331g00070/20140331g000700000f.html>

## 2. 一般情報

### 2-1. 地方税法等の一部を改正する法律 <法律第4号> (2014.3.31公布、2014.4.1施行)

前記法令情報4の南海トラフ地震対策法関連や、2012.6改正水濁法の2015.6の本格運用に向けて、設備投資を考慮される事業者がおられます。その支援として、地方税法の附則第15条関連で、公害防止用設備（大規模地震対策に供する償却資産、水濁法の処理施設や大防法の排出抑制装置等）の固定資産の課税標準の圧縮や期間延長が織り込まれました。

<参考>官報 [http://kanpou.npb.go.jp/20140331\\_old/20140331t00006/20140331t000060046f.html](http://kanpou.npb.go.jp/20140331_old/20140331t00006/20140331t000060046f.html)

### 2-2. 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

<環境省令第12号> (2014.4.1公布、2014.4.7施行)

題記改正により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の支援対象が、個人や100人以下の法人へ拡充されま

した。ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理する、上記事業者・個人に適用されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18005>

### 2-3. 環境産業市場規模推計の公表について (2014. 4. 11 環境省)

2012年の環境産業の市場規模は約86兆円[前年比+4.8%]となり、2009年以降増加しています。また、雇用規模は約243万人[同+3%]となり、過去10年間概ね増加しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18030>

### 2-4. 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業に関する公募について (2014. 4. 1 環境省)

利用が進んでいない、地熱・地中熱等利用事業の導入する事業について、環境省では2014. 5. 9まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18008>

## 3. 意見募集情報

### 3-1. 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

(2014. 4. 7 環境省)

石綿飛散防止を目的とした、改正大気汚染防止法が、本年6月までに施行されます(詳細は2013年8月の法令情報1:以下の引用文)を参照ください)。大防法改正に併せ、国等による報告や検査を定めた、大気汚染防止法施行令について、環境省では5. 7まで意見を募集しています。

(引用文)

1-1. 大気汚染防止法の一部を改正する法律 <法律第 58 号>(2013.6.21 公布、公布後 1 年以内に施行)  
大防法では、石綿の飛散防止を目的に、建築物の解体等工事の規制が行われていますが、石綿の飛散や事前調査が不十分な事例もあり、今後対象となる解体工事(1956~2006年施工)の増加が予測されるので、以下の規制強化が行われます。

①石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者が、工事施工者から発注者若しくは自主施工者(自ら施行する者)に変更。(第 18 条の 15、14 日以内に届出、罰則規定有)

②解体等工事の受注者・自主施工者は、石綿使用の有無の事前調査の実施(未使用が明白な場合を除く)と、発注者への書面での調査結果等の説明(自主施工者を除く)と、解体工事場所への調査結果等の掲示。発注者は調査協力や作業基準を阻害する条件をつけない努力義務。(第 18 条の 17)

③都道府県知事等による報告徴収の対象に解体等工事の発注者・受注者・自主施工者を追加、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を追加。(第 26 条、罰則規定有)

特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材で石綿質量が 0.1%を超えて含まれているもの)が使用されている、建築物及び工作物の解体・改造・補修作業を発注・実施する事業者が適用されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18018>

以上